

国立大学法人奈良教育大学監事監査実施基準

平成16年4月1日
制 定

改正 平成27年 3月27日規則第31号

(趣旨)

第1 この基準は、国立大学法人奈良教育大学監事監査規則（以下「規則」という。）第11条の規定に基づき、監査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査計画)

第2 監査計画に記載する事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 監査の基本方針に関する事項
- 二 監査の重点項目に関する事項
- 三 監査の対象部局に関する事項
- 四 監査の実施期間に関する事項
- 五 監査の方法に関する事項
- 六 その他監事が必要と認める事項

(監査事項)

第3 監査事項は、次に掲げるとおりとする。

1. 業務監査

- 一 関係法令、業務方法書、規則等の整備状況及び実施状況に関する事項
- 二 中期計画及び年度計画の実施状況に関する事項
- 三 組織及び制度の運営状況に関する事項
- 四 人事管理に関する事項
- 五 賞罰の実施状況に関する事項
- 六 危機管理に関する事項
- 七 訴訟に関する事項
- 八 保有個人情報に関する事項
- 九 その他業務運営に関する事項

2. 会計監査

- 一 予算の執行及び資金運用の状況並びに決算の状況に関する事項
- 二 資産の取得及び管理並びに処分の状況に関する事項
- 三 収入の状況に関する事項
- 四 人件費の状況に関する事項
- 五 契約の状況に関する事項
- 六 その他会計経理に関する状況に関する事項

(監査の実施方法)

第4 監査は、概ね次の方法により実施するものとする。ただし、監事が必要があると認めるときは、この限りでない。

- 一 監査対象部局の責任者からの概況聴取

- 二 監査対象部局の担当者からの個別聴取
- 三 帳票その他証拠書類の原本確認
- 四 書類と現物の照合確認
- 五 現地の調査
- 六 監査終了後の講評

2 監事は、必要があると認めるときは、随時、資料の作成を求めることができる。

(監査記録)

第5 監査の事務補助に従事した職員は、監査終了後、監査結果の概要を記した監査記録を作成し、監事に提出するものとする。

(監査結果報告書)

第6 業務監査及び会計監査の監査結果の報告書に記載する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 監査結果の概要
- 二 是正又は改善を要する事項
- 三 その他必要と認める事項

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規則第31号)

この基準は、平成27年4月1日から施行する。